堺市立三国丘中学校 PTA 規約 改正案

第1章 名称及び所在地

- 第1条 本会は堺市立三国丘中学校PTAと称する。
- 第2条 本会を次の所在地に置く。

大阪府堺市堺区向陵西町3丁6番15号

第2章 目的

- 第3条 この会は次の目的を目指して活動する。
 - 1、家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して生徒の健全な成長を図る。
 - 2、学校の教育的環境をよくし、教育活動及び体育・文化等の諸活動を支援する。
 - 3、生徒及び保護者の情操を豊かにし、人間形成の一助となる活動を行う。

第3章 方針及び活動

- 第4条 本会は、教育を本旨とする自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。
 - 1、特定の政党、宗派にかたよらない。
 - 2、営利的な行為を行わず、また、営利団体や営利を目的とする個人に利用されない。
 - 3、教育関係当局に対して、本会の意見または希望を具申し、その実現を図る。
- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の会議および事業を行う。
 - 1、総会、役員会及び実行委員会の開催。
 - 2、本会の目的達成のために必要な事業。

第4章 会員

- 第6条 本校は本会の会員は次の通りとする。
 - 1、本校に在籍する生徒の保護者、又はこれに代わる者。
 - 2、本校に勤務する学校長、教職員。
- 第7条 会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

第5章 役員

- 第8条 本会の役員は次の通りとする。
 - 1、会長 1名
 - 2、副会長 2名
 - 3、書記 3名
 - 4、会計 2名以上(保護者1名以上、教職員1名)
- 第9条 役員の任務は次の通りとする。
 - 1、会長は本会を代表し、会務を統括し、総会、役員会及び実行員会等を招集する。
 - 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
 - 3、書記は総会、役員会及び実行委員会の議事録を作成し、且つ本会の活動状況を記録して、必要に応じてこれらを会員に通知する。
 - 4、会計は出納を掌り、会計簿と領収書を管理し、総会において会計報告する。
- 第10条 役員の選出は次の通りとする。

- 1、役員の候補者を決めるに当たっては指名委員会を設ける。指名委員会は役員の候補者を決めることを任務とし、総会で役員が承認された時点で解消するものとする。
- 2、指名委員は役員7名(職員を除く)を実行委員会で推薦し、組織する。
- 3、指名委員会は委員長、副委員長を互選により選出する。
- 4、指名委員会はあらかじめ、本人の了解検討を得た候補者名を総会期日5日前に会員に予告する。 但し、会員の中から推薦者がある場合、指名委員会に申し出る。
- 5、役員は指名委員会の推薦により、総会に諮って選出する。
- 第11条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

第6章 総会

- 第12条 総会は本会の最高意思決定機関で全会員をもって構成される。
- 第13条 総会は年度初めに定期総会を開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第14条 次の事項は必ず総会に諮らなければならない。
 - 1、役員の選出と承認。
 - 2、事業計画及び予算の審議。
 - 3、監査を得た決算の審議。
 - 4、規約の改正。
 - 5、その他の重要事項。
- 第15条 総会の定足数は会員数の過半数(委任状を含む)とする。
- 第16条 総会の議決には出席総数の過半数の同意を要する。
- 第17条 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第7章 役員及び実行委員会

- 第18条 役員会は次の事項を行う。
 - 1、総会及び実行委員会に付議する議案の検討及び議案書の作成。
 - 2、その他の必要事項。
- 第19条 実行委員会は毎月1回定例会を開くことを原則とし、会長が必要と認めた時に召集することができる。
- 第20条 実行委員会は役員、学年委員長、校長及び教頭をもって構成し、次の事項を行う。
 - 1、総会に提出予定の議案書の審議及び決定。
 - 2、事業計画の実施についての審議と協力体制の構築。
 - 3、必要ある場合における補正予算の審議。
 - 4、役員に欠員が生じ、補う必要がある場合の補充。
 - 5、その他の必要事項

第8章 学級委員及び学年委員会

- 第21条 委員の選出は次の通りとする。
 - 1、学級委員は、各学年から2名×クラス数の人数を選出する。 但し、クラスに偏りがあっても構わない。
 - 2、学年委員長、副委員長は学級委員の中から互選により会長が委嘱する。
- 第22条 学級委員として、学級委員会を置く。

- 第23条 委員の任務は次の通りとする。
 - 1、学年及び学級の環境の改善並びに保護者の要求の集約を図る。また、学校、学年、学級の要請に協力する。
 - 2、各種研修活動や各種学校行事を通じて、PTA活動及び学校教育への理解を深める。
 - 3、必要に応じて第2章の目的に資する文化活動を実施する。
 - 4、学年委員長は各学年の学級委員を代表し、学年委員会を招 集する。学年副委員長は学年委員長を補佐し、学年委員長に事故ある時はこれを代理する。
- 第24条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第9章 会計

- 第25条 会費及び経費支弁は次の通りとする。
 - 1、本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
 - 2、本会の会費は1口につき月額200円とし、原則として毎月納入する。
 - 3、本会の経費支弁は、会費その他の収支により予算に従って行う。 但し、実行委員会の議を経て変更することは妨げない。
 - 4、決算及び予算案は当該実行委員会の議を経て総会に付議する。
 - 5、本会の経費は会計監査を受け、これを会員に報告しなければならない。
- 第26条 預金通帳は次の通りとする。
 - 1、預金通帳の名義は、「堺市立三国丘中学校PTA」とする。
 - 2、預金通帳の代表者は校長とし、校長又は校長が命じた者が管理する。
 - 3、校長の異動等により名義及び届出印鑑等の変更を行う場合の手続きは、校長又は校長が命じた者が行 う。
 - 4、使途を限定した特別会計を設置する場合は、新たに預金口座及び通帳を設けることができ、その管理 方法は本条2項及び3項の通りとする。

第10章 会計監査

- 第27条 会計監査委員会の組織及びその運営は次の通りとする。
 - 1、会計監査委員は会員の中から役員会の議決を経て若干名を会長が委嘱する。
 - 2、会計監査委員は本会の収入支出状況を検査してその結果を総会に報告する。
 - 3、定期総会において決算の承諾を得た時はその任務を終わる。

第11章 規約改正

第28条 本会の規約改正は総会に付議し、出席した会員の過半数の同意を必要とする。但し、変更すべき内容 はあらかじめ会員に通告する。

付則 昭和37年5月より実施。

昭和51年4月 一部改正 / 昭和58年4月 一部改正 / 昭和60年4月 一部改正 / 昭和62年4月 一部改正 / 昭和62年12月 一部改正 / 平成元年4月 一部改正 / 令和6年12月 一部改正 / 令和7年4月 一部改正 / 令和8年4月 一部改正

【本改正案の主なポイント】

- ①後援会との統合により、第3条2項に「体育・文化等の諸活動」を追加。 同じく第3条3項全文を追加。
- ②総会の成立要件を「会員数の5分の1」から「過半数」に引き上げ。(第15条)
- ③総会の議決要件を「出席総数の3分の2」から「過半数」に引き下げ。(第16条)
- ④後援会と個別に徴収していた会費を一本化することにより、1 ロ月額 100 円から 200 円に引き上げ。(第 25 条 2 項)
- ⑤文化委員の廃止に伴い、従来の文化活動を学級委員が担えるよう規定を追加。(第 23 条 3 項全文 追加)
- ⑥部活動支援等において、特別会計を設置する場合を想定し、預金通帳を新たに設けることができる規定を追加。(第26条4項全文追加)
- ※条文の主旨を変えない文言修正等は割愛しています。
- ※本改正案が成立した場合は、令和8年度から施行します。

以上